

# 年金を

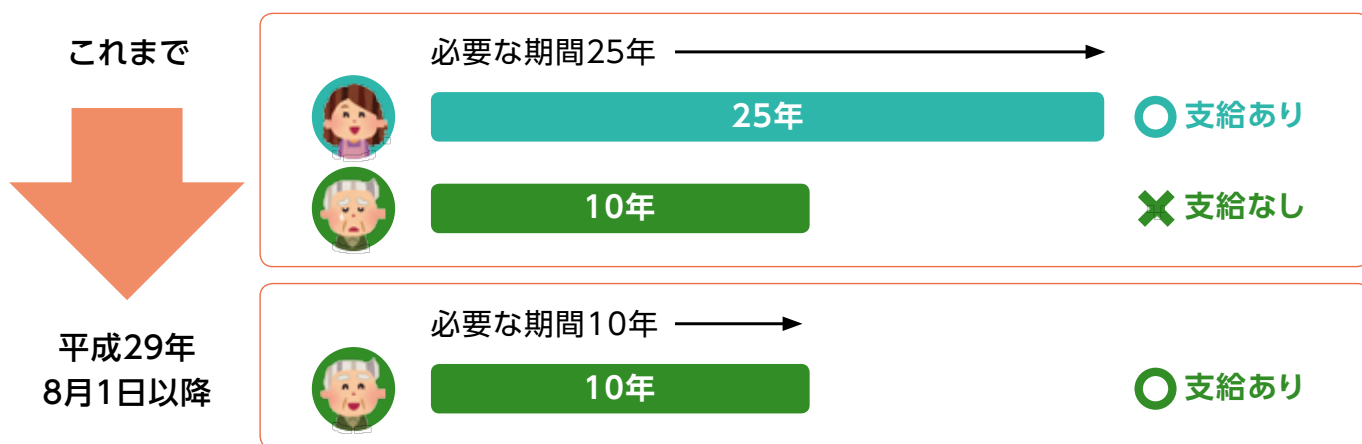
# あきらめていた

# 皆さんへ

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年に短縮され、これまで年金を受けることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

## Q1 何が変わるのですか?

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が、**25年から10年に短縮**されます。これにより、年金を受け取れる方を増やし、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげることができます。



## Q2 対象者は誰ですか?

既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年以上の方が対象になります。

対象者の方には、平成29年2月末～平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書(黄色)」を順次お送りしています。

	送付時間 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります
①	2月下旬 ～ 3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬 ～ 4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬 ～ 5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬 ～ 6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤※	6月下旬 ～ 7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

※国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

## Q3 手続きは必要ですか?

日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、必要書類と併せてコザ年金事務所までお持ちください。